

議第 196 号 権利の放棄について

1 趣旨

令和 6 年 4 月 1 日付けでグリーンピアせとうちを廃止したことに伴い、呉市が他の権利者と共有している商標権（グリーンピアシンボルマーク）について、今後行使する見込みがないため、当該商標権に係る呉市の持分を放棄するものです。

2 商標権の概要

(1) 登録番号 第 3050348 号

ア 権利内容

指定役務に対するシンボルマークの使用

イ 商標

グリーンピア

ウ 指定役務

第 4 2 類 宿泊施設等の提供

エ 登録日

平成 7 年 6 月 30 日

(2) 登録番号 第 3058274 号

ア 権利内容

指定役務に対するシンボルマークの使用

イ 商標

グリーンピア

ウ 指定役務

第 4 1 類 体育館，テニス場等の提供

エ 登録日

平成 7 年 7 月 31 日

3 放棄期日

本件議決後、呉市の持分の放棄及び移転の手続が完了した日